

官民競争入札等監理委員会  
第 13 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 13 回 官民競争入札等監理委員会  
議事次第

日時：平成 18 年 10 月 16 日（月）9：45～12：00

場所：永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室

- 1 開 会
  
- 2 各省ヒアリング
  - ・ 厚生労働省
  - ・ 経済産業省
  - ・ 文部科学省（初等中等教育局）
  - ・ 文部科学省（高等教育局）
  - ・ 文部科学省（科学技術・学術政策局）
  
- 3 その他
  
- 4 閉 会

< 出席者 >

( 委員 )

落合委員長、齊藤委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、田島委員、  
本田委員、森委員、吉野委員

( 厚生労働省 )

森岡雅人職業能力開発局総務課長、久保村日出男能力開発課長  
内田秀(独)雇用・能力開発機構業務推進部長

( 経済産業省 )

鍛治克彦商務情報政策局情報処理振興課長、小川要情報処理振興課課長補  
佐  
松村博(独)情報処理推進機構理事

( 文部科学省 )

大木高仁初等中等教育局教職員課長、早坂勇二教職員課課長補佐  
前田千尋(独)教員研修センター総務部長

藤原誠高等教育局国立大学法人支援課長、関昭裕国立大学法人支援課課長  
補佐

田中正朗科学技術・学術政策局基盤政策課長、小谷利恵基盤政策課専門官  
古賀明嗣(独)科学技術振興機構日本科学未来館事務局長

( 事務局 )

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊  
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、第13回「官民競争入札等監理委員会」始めたいと思います。  
本日は、寺田委員、増田委員が御都合のため欠席です。

また、途中で大田大臣に御出席いただくことになっております。

前回に引き続きまして、関係省庁からのヒアリングを実施し、今回は、厚生労働省、経済産業省、文部科学省からのヒアリングを予定しております。

まずは、厚生労働省から雇用・能力開発機構の職業能力開発総合大学校等の包括的な運営業務についてお伺いをしたいと思います。厚生労働省職業能力開発局の森岡総務課長、よろしく願いいたします。

時間も限られておりますので、10分厳守ということをお願いいたします。

森岡総務課長 おはようございます。厚生労働省職業能力開発局総務課長の森岡でございます。それでは、お手元の資料に基づきまして雇用・能力開発機構の業務について説明させていただきたいと思います。

まず、おめくりいただきまして、資料1 - でございます。

まず「国と地方公共団体との役割分担及び連携について」ということで、機構と国と地方公共団体の方との役割分担について示していただきたいという御指摘をいただいておりますので、資料を整理させていただいております。

まず、国の方でございますけれども「国は雇用対策の観点から、セーフティーネットとしての離転職者の早期再就職を図るための職業訓練を行い、また、高度・先導的な職業訓練を開発し、普及させるとともに、自ら当該教育訓練を実施する」という役割を担っているところでございます。

地方公共団体におきましては、「地方公共団体は、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、これに対応した職業訓練を行う等、地域の実情に応じた職業能力開発を推進する役割を担い、地方公共団体としての産業政策や福祉政策と一体となり、関係機関との連携を図りつつ、雇用の創出や安定に向けた取組みを行う」という役割を担っているところでございます。

これらの連携でございますけれども、国と都道府県は密接に連携を図っておりまして、職業訓練コースの設定等につきましては必要な調整を行っているところでございます。具体的には、都道府県におきまして毎年度「地方職業能力開発実施計画」を策定しているところでございます。

次に、資料1 - 、職業能力開発促進センター、ポリテクセンターと呼んでおりますが、この運営業務の状況について整理させていただいております。

まず、ポリテクセンターの概要でございますけれども、設置概要は、ここがございますように、国でございます独立行政法人雇用・能力開発機構が、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、職業能力開発促進センターを設置して、公共職業訓練を実施しているところでございます。

また、雇用のセーフティーネットの一環として、主として離職者訓練を実施する施設と

いう位置づけでございます。

事業概要でございますけれども、離職者訓練につきましては、ハローワークの求職者を対象に、職業に必要な技能及び知識を習得させることによって、再就職を容易にするための職業訓練を実施しているところでございます。

また、職業能力開発促進センターにおきます施設内訓練のほかに、求職者の訓練受講ニーズ、企業のさまざまな人材ニーズに対応するため、専門学校・各種学校等多様な民間教育訓練機関を活用しました委託訓練も実施しているところでございます。

在職者訓練につきましては、在職者を対象に、技術革新や産業構造の変化等に対応するため、職業に必要な技能及び知識を習得させるための職業訓練を実施しているところでございます。

次に、2ページに業務フロー図を付けてございますが、離職者訓練につきましては公共職業安定所に就職申込をした離職者につきまして受講あっせんを受けまして、職業能力開発促進センターの施設内訓練を実施するところでございます。ここにございますように、離職者を対象に早期再就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練でございます。

この上の雲のようなところで困ってございますが、ここにおいては民間では現に行っていない訓練、採算等の要因により民間では対応が困難な訓練に特化して実施しているところでございまして、この右側にございますように、民間で実施できるものについては積極的に民間委託を行っておりまして、約7割の訓練が委託によって行われているところでございます。

下が在職者訓練のフローでございますが、事業主に在職しています求職者につきまして、事業主からの派遣等によりまして職業能力開発促進センターの方に申込みをされるということになります。

ここにございますように、在職者を対象に仕事を遂行する上で必要な知識及び技能・技術の向上を図るための職業訓練をやっているところでございますが、この上の雲のようなところにありますように、ものづくり分野を中心に、民間や地方公共団体では実施していない、真に高度なものに限定して実施しております。

また、民間や地方公共団体では実施可能な訓練については既に廃止したところでございます。

次に、3ページ、ポリテクセンターの組織体系でございますが、全国62施設ございまして、配置人員は2,387人、非常勤が266名いるところでございます。

標準的な組織は、下にあるとおりでございます。あと、収支予算・収支状況等もということでございました。ここに数字としては漏れておりますけれども、収入につきましては18億1,000万円。

落合委員長 恐縮ですが、時間が6分以上経過しておりますので、「市場化テスト」との関係について、ポイントをご説明願います。

森岡総務課長 わかりました。

収入につきましては18億1,000万円でございます、支出につきましては451億2,400万円の支出ということになってございます。

次に、業務量につきましては、ここにございますとおり、離職者訓練の施設内訓練についても減少させているところでございまして、就職率につきましては80.6%でございます。

また、民間に委託している方の就職率については66.0%ということで、差がついているところでございます。

在職者訓練につきましても、このように人数としては減っているところでございますが、受講者満足度、また、事業主満足度についてはそれぞれ97.0%、93.9%ということで、高い満足度を得ているところでございます。

配置人数については、ここに書いてあるとおりでございます。

これらを踏まえまして「官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要」でございます。

「職業能力開発促進センターは、ハローワークと連携しまして失業者の再就職に必要な訓練を全国で実施していることから、雇用のセーフティネットとして必要不可欠であり、その業務を官民競争入札等の対象とすることは、以下の理由から適当でない」と考えているところでございます。

一つは「機構が自ら行う職業訓練事業は、そもそも民間では実施していない訓練に限定して実施。（民間で可能な訓練は、機構の業務としては廃止すべきもの）」と考えているところでございます。

離職者訓練につきましては「民間では現に行っていない訓練、職業訓練機器の整備に多額の経費を要する等の要因により民間では対応が困難な訓練に特化して実施」しているところでございます。

また、在職者訓練につきましては「自ら労働者に対する職業能力開発を行う上で制約の大きい中小企業を主な対象として、ものづくり分野を中心に民間では実施していない『真に高度なもの』のみを実施」しているところでございます。

また、現在の施設内訓練におきまして高い就職率を得ているところでございますけれども、これが低下するおそれがあります。

施設内訓練では80.6%、委託訓練におきますと66.0%でございます、民間のノウハウを活用している委託訓練においても、施設内訓練より就職率が下がっている状況が見られるところでございます。

これは「事業主のニーズを的確に反映しました訓練を実施するとともに、キャリア・コンサルティングの提供や訓練実施に伴い得られました企業や業界とのネットワークを活用した就職支援の実施等によって高い就職率を実現」しているところでございます。

また、実施主体が入札の都度が変わるということになりまして、「これまで機構が保有してきました職業訓練の技法、ノウハウが継承されないということになりまして、公共職業訓練の継続性確保が困難」になると考えているところでございます。

以下、現行法令、関連条項等を付けさせていただいているところでございます。

時間の関係もございますので、次に資料 1 - 「職業能力開発総合大学の運営業務について」を説明させていただきたいと思っております。

まず「職業能力開発総合大学の概要」でございますけれども、設置概要は職業能力開発総合大学は、職業能力開発施設等で職業訓練を担当する者の養成、その能力向上のための訓練等を行っているところでございます。この雇用・能力開発機構が運営しております。

事業概要、主な訓練課程でございますけれども、長期課程でございます高卒等を対象に職業訓練指導員の養成のための 4 年間の課程。これが 4 系 7 学科、定員 200 名で実施しております。

研究課程は、長期課程修了者を対象に、更に研究能力を備えた指導員を養成するためということで、2 年間の課程でございます。3 分野で定員 40 名でやっているところでございます。

また、研修課程を設けておりまして、在職の、既に職業訓練指導員になっている方々に対しまして、技術革新等に対応するための専門性の向上、キャリア・コンサルティング能力の付与等の能力向上訓練を実施しているところでございます。

総合大学においては、調査・研究事業を行っておりまして、この中身は効果的な職業訓練の実施に資する訓練技法、訓練コース、教材等の開発、その他、職業能力に関する調査・研究を実施しているところでございます。

事業の概念図は、ここにございますとおりで、指導員養成につきましては企業・団体等々と連携しながらやっているところでございますし、研究・情報発信機能につきましても同様でございます。

次に「職業能力開発総合大学の組織体系」でございますが、配置人数 306 名の配置を行っているところでございます。

また、費用でございますけれども、収支ということで御指摘いただいておりますが、収入につきましては 7 億 8,400 万円の収入、支出につきましては 59 億 5,100 万円の支出で運営しているところでございます。

次に「業務量に関する指標の実績」につきましても、ここに掲げているとおりでございます。長期課程について定員 200 名のところ、このような修了状況でございます。就職状況も 97.0% の就職状況でございます。

研究課程につきましても同様で、ここに掲げているとおりでございます。

既に指導員になっている方々の研修につきましても、年間 1,540 名の研修を行っているところでございます。

調査・研究事業につきましても、ここに書いてございますとおり、平成 16 年度におきまして集団によるキャリア・コンサルティングの手法研究等、4 テーマについて調査・研究報告を出しております。また調査研究資料におきましてもデュアルシステムの OJT の

普及に向けた調査・研究ほか6テーマを16年度に実施しております。

17年度におきましても、ここに掲げているとおり、それぞれのテーマにおいて調査・研究を行っているところがございます。成果物につきましては、こういった形で600ほどの成果物を配付しているところがございます。

そういったことを踏まえまして「官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要」でございます。

雇用のセーフティネットの役割を担う公共職業訓練を全国的に一定以上のレベルに維持し、効果的に実施するためには、十分な知識、技能及び技術を有する優秀な職業訓練指導員を配置するということが不可欠でございますが、職業能力開発総合大学校の業務につきましては以下の理由によりまして官民競争入札等の対象にすることは適当ではないのではないかと考えているところがございます。

一つは、職業能力開発総合大学校におきましては、職業訓練指導員の養成及びその能力向上のための研修を実施する我が国唯一の機関でございます。このような人材養成機能を有する機関はほかに民間には存在しないと考えているところがございます。

また、職業訓練指導員養成は職業能力開発行政の根幹に関わります制度の一つでありますことから、これまでの職業訓練指導員養成に係ります技法、ノウハウを基に、機構が行う公共職業訓練と一体となって機構が直接関与しつつ、これを行わなければ公共職業訓練の実効性を確保できないと考えているところがございます。

総合大学校につきましても、関係の法令上の根拠等を以下に付けさせていただいているところがございます。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員の方から御自由に御質問・御意見等をお願いいたします。時間は、10時15分くらいまでということですのでよろしくお願いいたします。

小林委員、どうぞ。

小林委員 最初のポリテクセンターに関してですが、資料1 - の5ページで、「そもそも民間では実施していない訓練」ですとか、「民間では対応が困難な訓練」とか、「ものづくり分野」とか「真に高度なもの」というように御指摘がありましたけれども、もう少し具体的に、どのようなことなのかを教えてくださいたいと思います。

それと、先ほど収支について御説明がありましたが、収入に対してかなり支出が多い。収入の内訳というのは、運営費交付金などが入っていない収入の部分でしょうか。

以上の2点です。

森岡総務課長 まず、後半の収入の関係についてでございますが、運営費交付金は、収入はそれぞれ、例えば在職者訓練につきますと、在職者訓練にかかる経費の一部について事業主の方からいただいているというようなことがございます。そういったもののみを挙げておりまして、そういう意味では、この収入と支出の差額が運営費交付金によって賄わ



れているものになります。

久保村能力開発課長 能力開発課長でございます。

真に高度な訓練の考え方でございますけれども、これは在職者訓練についてこの考え方で適用してやっているわけでございますけれども、全体の訓練のレベルを4段階に区分いたしまして、専門基礎という一番初歩的な段階から、その次の段階の専門、それから高度専門、高度複合、統合といって4段階ぐらいに分けてやっておりまして、そのうちの3と4のレベルを実施しているということでございます。

具体的に言いますと、例えば機械加工系のマシニングセンターなどの加工で申し上げますと、一番単純な専門基礎などの場合は、例えば円柱を単純に削るというところから始まりまして、専門というようなレベルになりますと、歯車とかボルトとかこういう接合して動く部分を加工できるようにする。

3段階になりますと、より精密な加工ということで、更に精度の必要な加工になっていく。

更に、4段階になりますと、三次元加工といいますか、マシニングセンターで、多軸で加工できるようなものにしていくということでございます。

従来から、この規制改革の中で指摘されておりました、在職者訓練についてはできるだけ絞っていけというような指摘もございましたので、その中で3段階、4段階のレベルに絞ってやるということで、現在、実施しているということでございます。

小林委員 離職者訓練について、民間では現に行っていないというところはいかがですか。

久保村能力開発課長 離職者訓練につきましては、特に、真に高度という縛りはないんですけれども、民間でできない訓練ということでやっております。

民間のできない訓練の定義でございますけれども、民間で現に行っていない訓練、または採算等の理由により民間ではできない訓練というふうに位置づけておりました、これは具体的な手続の中で人材育成協議会というようなものを各地域でポリテクセンターごとに持っております、その中には地域の各団体でありますとか、専各学校というものの団体でありますとか、実際に民間で訓練をやっておられる方たちも入っていただいて、実際にダブっていないか、民間と競合していないかを常に協議しながら訓練のセットをやっているという手続を踏んでいるところでございます。

そういう意味で、民間ができない訓練について、現在、機構におきましては実施していると考えているわけございまして、実際にそういう面での機構に対する苦情というものも聞いているところではございません。

落合委員長 それでは、斉藤委員長代理どうぞ。

斉藤委員長代理 今の内容ですけれども、例えば7割は既に委託なさっている。そうすると、全体に費用がかかるのでしょうが明細がわからないので、3割を451億円を使ってやっているということになると考えて、それでは民間業者に、あるいは高等専門学校、あ

るいはその附属機関、あるいは大学の附属等々を全部集めて、100億円少ない年間350億円予算を付けるからだれかやる人はいないかと言ってもやらないということですか。

久保村能力開発課長 民間の教育訓練機関などにおいて、実際にそういういろんなノウハウを持って実施しておられるんだろーと思えますけれども、私ども、通常の専門学校、あるいは株式会社でやっておられるところといろいろ連絡調整などをいたしております。

内容的には、やはりどちらかというものづくり系以外のホワイトカラー系を中心に訓練をやっておられるというところが多うございまして、そういう意味で言いますと、装置型の職業訓練、いわゆるものづくり系のそういう訓練を実施しておられるという機関はないのではないかと考えているところがございます。そういう意味で、今、雇用・能力開発機構がやっております訓練を民間の方が代替して行うというのは困難ではないかと考えているところがございます。

実際問題、これまでも、この訓練を実施するに当たりまして、職業訓練指導員を養成するのにほぼ10年以上かけながらやってきているというようなこともございまして、そういう中で、実際のものづくり系の職場に入っていけるような技能を高めていただくというようなノウハウでありますとか、訓練技法でありますとか、訓練内容というものについて、やはり機構が行っていくという形でトータルのネットワークをつくりながらやっていくということがどうしても必要なのではないかと考えているところがございます。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 先ほど、所見のところ、いわゆる施設内訓練が高い就職率ということを誇示されました。そういう中で、民間の委託訓練の方が低い就職率だということがここに書いてございますけれども、例えば、その前の4ページに平成14年度の、例えば施設内訓練と委託訓練の就職率というのは実際にどうだったのでしょうか。

久保村能力開発課長 平成14年度におきます離職者訓練の就職率でございますけれども、これにつきましては委託訓練が43.4%でございます。それに比べまして、機構で行っておりますものが71.5%ということでございました。

森委員 そうしますと、両年度とも高い就職率で、その要因というのはどういうふうに分析していらっしゃるんですか。

久保村能力開発課長 これは、先ほど申し上げましたように、民間が得意な分野というものと、機構が得意な分野というもので、必ずしも同列に比較はできないと思いますが、それぞれが特徴のある訓練分野を実施しているという前提があるわけがございます。

ただ、その中で、民間と機構との違いという点で申し上げますと、やはり機構につきましては、就職に際しましてハローワークと非常に密接な連携を取っているということがございます。それから、普段から雇用管理業務などを通じまして、地域の団体ですとか事業主の皆様と連携・連絡を取りながら仕事をしているということもございまして、就職促進といったものにも組織としても力を入れているという部分がございます。

そういったようなことの中で、地域の信頼関係、あるいは従来からのつながりといった

ものがある、そのことによって就職率が上がっているのではないかと考えているわけではございません。

内容につきましては、先ほど言いましたように、分野が違いますので単純に比較はできないと思うのですが、やはりどちらかといいますと、座学系の訓練と、実践を含めた訓練といったような意味で、若干、就職率に差がつくというようなことがあるのかなという感じはいたしております。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 その下の段のところで、入札の都度実施主体が変われば、いわゆる技法だとかノウハウが継承されないということですが、単年度の入札ということだけでなく、複数年契約ができるわけです。そういうことから考えたら、幅広くそういうことで実施をしていけば、いろんな機関が手を挙げてこられる。そういうふうにつながっていけば、先ほどおっしゃいましたように、特に高度な技術の継承というのは、機構の方では危惧をされていらっしゃるかもしれませんが、しかし、契約の方法を変えればそういうことは可能ではないでしょうか。

久保村能力開発課長 確かに、法律の中でも認められている3年契約あるいは5年契約という長期期間の契約というのはあり得ると思いますが、実際問題、現在の段階で、それではそういう訓練に民間の方がすぐ取り組める段階になっているか、特にものづくりについて申し上げれば、そういうふうになっていないというふうに現状は思っているわけではございません。

それを、例えばある一部分につきまして民間に委託するという形で開放していったときに、私どもは、特にこの職業訓練の分野につきましては、政策的にも諸外国に比べまして我が国の場合は非常に予算投下の量も少ないと思っております、もっと強化すべきだと思っております。特に製造業、ものづくり分野につきましては我が国の競争力の源泉でもございますので、やはり国が指導しながら、この部分を進めていかなければいけないと思っております。

そういう面では、この職業訓練のこういう分野を全体として弱めるような形での改革というのは、やはり慎重にならざるを得ないのではないかと考えておまして、個々にそういう形で何年間か民間に開放していくことによって全体としてのネットワークなり、あるいは指導員の全体としての構成が崩れていくということになりはしないかと、私どもといたしましては危惧を抱いているということでございます。

落合委員長 ほかにございますか。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 ポリテクセンターの所見及び措置の概要のところ、この理由を見てみますと、民営化と誤解されているのではないかと思います。これは民営化しろと言っているわけではないんです。公共サービスであるということは認めているわけです。これをやめろと言っているわけでもないわけです。それを官と民とどちらが安く、より質の高いものが

できるかということを経営しろと言っているのであって、これは全く、反論になっていないのではないかと私は思っているんです。

要するに、民では実施していないものを行っている、それはわかっています。それは、これだけ 18 億円の収入で四百数十億円のお金をかけているんですから、ほったらかしたら民はできっこないです。しかし、それだけのコストをかけてやっている。それなりのこともやっていらっしゃるといこともよくわかっているんですけれども、それを競争したらどうですかという話をしているので、やめろとか、あるいは民営化しろと言っているのではないので、この反論では私は承知できないんです。

高い就職率が低下するおそれ。質の競争もするわけですから、そんなことはあってはいけないわけです。あとは、一番最後の、今、森委員がおっしゃったように、入札のツールが変われば確かにやり方が変わるかもしれない。それは質を比べながらやるわけですから、そんなことはあり得ないと思います。私は、この理由というのは余りにも御心配され過ぎなのではないかと思っていて、これは官民競争入札の対象にすることがだめだという理由には、私は一つもならない、全くなっていないのではないかと思います。

確かに、民営化するということについては、民ではできないというのはよくわかりますけれども、これは全く違うのではないかと思います、それはいかがでしょうか。

森岡総務課長 我々としても、実際、民間委託できるものについては民間に委託してもらっているという状況がありまして、先ほど能力開発課長の方から説明しましたように、それぞれ分野は違いますけれども、やはり就職率においても差が出てきているという状況の中で、国としましては、特に離職者訓練につきましてはこういう就職率を上げるというのが至上命題でございまして、再就職のためにやっているものでございまして。また、特に失業して困っている労働者の方を対象に実験するというようなことにもなるわけございまして、そういったおそれがあることについて、国としてやることはできないのではないかとこのように考えているところでございまして。

また、先ほどのやり方、民間でやった場合でも長期に置けばできるということ等につきましても、やはり、先ほど申し上げましたとおり、こういったことを一旦やりましてネットワークが崩れるということになりますと、こういったものづくり分野等の技術についての研修が困難ということになりますと、特にこれから国が力を入れていくべき分野についての国力の低下ということにもなるおそれもあるところでございまして、そういったことから軽々にはできないことではないかと考えているところでございまして。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 それも理由にならないので、ネットワークを崩さないようにどうすればいいかということをお考えなければいけないので、それは崩して全く新しいことをやるのであれば確かにそのとおりですけれども、そうではありません。どうやったら、今のよさを崩さないで官と民と競争してやるかということをお考えなければいけないわけです。そのことを言っているの、何も、今までのネットワークを崩せなどということは一つも言っ

ていないわけです。ですから、それも反論になっていないのではないですか。

森岡総務課長 ネットワークについては、こちらとしては先ほど申し上げたように考えているところでございますし、また、民でできる訓練につきましては、既に民間委託で十分実施しているところでございますし、そういう中で、これも反論にならないと言われるかもしれませんが、民でできないものについて、特にものづくりを中心に機構としては実施せざるを得ないと考えているところでございます。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 私、榎谷委員と同じことを思うんです。要するに、確かにこういう技術を教えるとか、訓練する、これは国家戦略としても重要なことです。これを否定する国民はだれもいないと思います。それで、国力を高めなければいけない。それは当たり前で、テーマは何だと言うけれども、そういうことがテーマではないんです。

450 億円とか 500 億円という国民の税金を使って、そういうことをやる方がいいか、それをもう少し、例えば国は 100 億円使って、あと 300 億円とか 400 億円を何か民間の力を利用することによって共同でうまくできないか。何もやるなとかそういうことを言っているわけではないので、それはテーマではないんです。

これははっきり言いますと、民間に、今、受け皿がないからというお答えになっているんですけれども、ある意味では民業を圧迫しているかもしれないんです。既にこれを国がやっているために、民間としては出てもしようがないと思って出ていないかもしれないんです。

民間のパイというのは、国がやっていることよりも数百倍大きいはずですから、いろいろ共同すれば、400 億円、500 億円、あるいは二千何百人というスタッフまで用意して本当にやる方がいいのか、あるいは民間ともう少し共同して何かできないかということをお考えできないかということをお我々は挙げています。

久保村能力開発課長 私どもといたしましては、全体といたしまして、現在、既に 7 割、民間のお力を借りながらやっていると思っておるわけでありまして、そういう意味では民間の皆さんとかなり共同しながら職業訓練を実施しているという実態はあるのではないかと考えております。

それから、これは単純には比較できないわけでございますけれども、既にアビリティガーデンにおきまして「市場化テスト」のモデル事業を開始いたしましたわけでございますけれども、実際やってみて、どちらかといいますと、思ったように成果が出ていないというようなこともございまして、その辺も踏まえまして、私どもといたしましては、やはり慎重にならざるを得ないと考えておるところでございます。

落合委員長 まだほかにも御意見があると思っておりますけれども、予定された時間を超過いたしましたので、本日の厚生労働省からのヒアリングは終了としたいと思います。

ありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

( 経済産業省関係者入室 )

落合委員長 それでは、引き続きまして、経済産業省から情報処理推進機構の情報処理技術者試験の業務全般についてお伺いをしたいと思います。経済産業省商務情報政策局の鍛冶情報処理振興課長、よろしく願いいたします。

時間が 10 分ということですので「市場化テスト」の是非という辺りをポイントに御説明をお願いいたします。

鍛冶情報処理振興課長 それでは、お手元に「情報処理技術者試験業務について」という資料が配られておるかと思っておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

「ア 制度・業務の現状」ということで、業務につきましては、情報処理促進の法律に関する第 7 条 1 項に基づく試験、情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するという観点での試験をやらせていただいております。参照条文が同じページの下に付いておりますけれども、その第 2 項によりまして、経産大臣から独立行政法人情報処理推進機構に試験事務の業務実施を行わせております。

そこで申します業務につきましては、簡単に概要を書かせていただいております。年 2 回の試験を実施しております。たまたま昨日が秋の試験でございました。試験会場は全国で約三百か所を使って試験をやらせていただいております。試験そのものは 14 の区分に分かれておりますが、11 区分については年 1 回、残りの 3 区分が年 2 回ということでございます。

関連する業務といたしまして、試験案内、願書の受付、会場の運営、これらの業務は後から御説明しますが、相当程度の部分は既に IPA から更に民間の方にも委託してございます。

試験の作成は、委嘱された民間の方が実際は作成をさせていただいているということでございます。

業務に関する指標ということで、1 ページ目の一番下でございますが、例えば 17 年度の直近年度で申しますと、約六十六万人の方が応募され、そのうちの 3 分の 2 の約四十三万人の方がお受けになっておまして、事業費の 32 億円はすべて受験料で賄ってございます。

2 ページ目、委員長から今、御説明がございました「市場化テスト」の対象にそぐうかどうかというポイントでございます。ア、イ、ウ、エ、オということで、まず総論的な認識をアの方で書かせていただきました。個別業務について、イ、ウ、エ、オで書かせていただいております。

まず、試験そのものについては、今日のヒアリングの対象ではないと思っておりますが、私どもとしては特定の技術に偏らない広範な試験制度ということで、非常に大きな受験者母数を持っておりますので、引き続き国家試験としてやらせていただきたいと思っております。この中で、先ほども申しましたように、試験業務の事業経費は全額受験料収入で賄わせていただいております。いわゆる国民の税金の投入は行っておりません。それから、試験の試験料は非常に相対的な問題ではございますけれども、低額 5,100 円でやらせていただ

いておりまして、そういう意味では受験される方の御負担という観点でもかなり効率的に制度運営できているという自負はございます。

試験会場そのものについても、民間からの借り上げということで、そういう意味では事実上、既に民間のお力を借りながらやっております。

更に、昨今構造改革特区の活用ということで、試験は午前試験と午後試験の二つに分かれておりますが、専門学校などの講座の修了生に、基本的な基礎的な知識を問う午前試験を一部免除するという観点で、規制改革特区のスキームを活用する形での民間活用を進めてございます。

なお、現在御案内のとおり、IT産業は非常に急成長、拡大を遂げている中で、その人材の質の問題等々を問われ始めておりまして、試験制度につきましても別途並行いたしまして、私ども産業構造審議会の方で新しい制度の改革の問題については、鋭意検討してまいりたいと思っております。

各論でございますけれども、業務フローで申し上げますと、まず試験問題をどういうふうに企画・立案するか、実際に問題をつくる、採点をするというプロセスの中核を成す部分がございますけれども、これはいわゆる基本方針に照らして考えますと、やはり試験の中核業務で適正性・中立性という観点で、ここで言いますとIPAでございますが、国の方で実施したいと思っております。先ほども申しましたように、既に400人ぐらいの民間の有識者の方にアフターファイブの時間をお使いいただきまして、試験問題をつくるということをやっております、このスキームを今後も維持したいと思っております。

先ほど試験会場を300か所と申しましたけれども、これの確保が実は非常に重要かつ大変な業務でございます、これにつきましては、大きく言いますと全国ベースで大学などをお借りしてやっております、ここにつきましては地方支部が手当するというものと、東京本部の方で手当するものとあるわけでございますが、地方の支部というものにつきましては、今後この廃止していくという流れも、別途行革の観点で進めてまいりたいと思っております、そういった場合につきましては、地方支部によって賄われております試験会場の確保業務というものは、当然民間に移行せざるを得ないと思っております。

3ページ目、例えば競争入札的に会場手当というものを確保するというものも、論理的にはあり得るかと思うんですが、実際のところ一言で言ってしまうと、これは非常に売手市場と申しますか、大学などをお願いして300か所の手当をしているのが現状でございます、実際に応札ということをやったときに適切な規模で、適切な品質の会場を手当するというのはかなり難しいと率直に思っております。そういう意味では、随契をベースとしつつ、会場そのものは民間からお借りするという今のやり方が結果的には一番妥当なのではないかと思っております。

試験の案内、願書の受付等々の業務につきましては、これは既に民間に競争入札という形で開放させていただいております。

最後に、会場の手当をした上で、その会場で当日に試験の運営をしなければいけないわ

けでございますが、これは全国 300 か所の会場のうち、約三分の二ほどは I P A が自ら運営主体となっておりますけれども、他方で地方部におきましては一部協力団体、商工会議所さんなどに運営を委託しておりまして、今後もそういう商工会議所さん等への運営業務の委託というものは進めていくことになると思います。地方支部自身がやっている事業を今後渡していくことはあると思っております。

この場合に、商工会議所さん等には、その運営業務というのはかなり低廉、実費相当程度で随意契約ベースでお願いしているのが現状でございます。

ここも会場の確保ではなくてオペレーションそのもの民間競争入札というものは、論理的に可能であると思っております、私どもも実は 1 万人規模、2,000 人規模というものについてはトライアルをした実績があるんでございますが、そのときの実際の費用は結果的に割高になってしまっております。やはり民間の業者さんである種のマージンをオンしてやっていくことになりましたと、金額面ではやや高めに出るとというのが現状でございます、ここも結論的には商工会議所さんとか、あるいは県の三セクさんのような、今の協力団体のお力を借りていくというやり方が、事実上一番合理的なのではないかと感じております。

3 ページ目のウでございますが、これも御質問の項目にございました「外部資源の活用状況」ということにつきましては、繰り返しになりますけれども、試験問題の作成、採点、最後のページでございますけれども、試験会場の確保、運営、それから試験案内、願書受付については、既に各種団体のお力を借りてやらせていただいております。

あとは、試験区分についての参考資料、それから今、口頭で申し上げました試験の業務フローについて横長の紙で付けさせていただきました。

これも御質問で提出するように言われておりますので、試験センターの組織図と実際に業務を行う際の会計規程、最後のページは協力団体のリスト、業務収支についての表を添付させていただいております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

小林委員 損益計算書について教えていただきたいのですが、先ほど試験業務の 17 年度の事業費についてご説明がりましたが、この損益計算書の中で、経費部分の謝金部分と業務委託手数料という部分は、何が含まれているのかということをお伺いしたいと思います。

鍛冶情報処理振興課長 この経常経費の中で、謝金の部分につきましては、監督に実際当たっていただく方々、この表で言いますと業務費の中に人件費と経費と分かれておりまして、経費の中に謝金というのが出てきて、4 億 9,900 万円という数字がございますけれども、その中の大多数は監督員の謝金でございます、例えば 1 日で 1 万 5,000 人の方を



雇用してございます。残り 6,000 万相当が採点の手数料の経費となってございます。これが謝金として一番大きく出ているものでございます。

あとは業務委託手数料の中で、先ほど 400 人くらいの方に問題の作成などをお願いしていると申しましたが、そういう委員の手当などがこの業務委託手数料の中に含まれてございまして、これが約 6,000 万円くらいでございます。

あとは協力先の 40 くらいの団体の請負手数料が、やはり 6,000 万円相当の経費が含まれてございます。そういったものの総体が業務委託手数料で、2 億 9,600 万円でございます。

小林委員 そうしますと、今、民間に委託している部分というのは、図書印刷費も含まれていると考えて考えよろしいんですか。

鍛冶情報処理振興課長 さようでございます。簡単に申しますと、先ほど 3 ページ目でご説明した、試験問題の作成、採点に要する費用で、そういう意味では人件費中心で、4 億円強でございます。今、御質問のございました試験の印刷関係、発送業務等々が 4 ページ目の(ウ)でございますが、これが 5 億 2,000 万円ほどでございます。それから、その間に(イ)というのがございまして、これが商工会議所さん等への試験運営事務の請負手数料でございますが、これが 6,000 万円ほどということでございます。

落合委員長 ほかに、小幡委員、どうぞ。

小幡委員 国からの運営費交付金は入っていないということですし、5,100 円とかなり低額でやっていらっしゃるということなので、効率的に運営できているという自信もかなりおありなようで、あるいは試験の出題はボランティア的なものもあるのかという感じもいたしますが、いずれにしても試験というのは、御存じのように TOEIC とか英検は民間団体がやっておりまして、あれだけ信頼性があるって認知されているわけです。

そういうふうな考えますと、試験というのは必ずしも国がやらなければいけないということにはならないので、こちらの機構もかなり効率的になさっているということのようでございますから、こういうものこそまさに官民競争入札にかける、官が自分でやるか、業務全般を民間に委ねるかどちらが効率的かという話になじむと思います。今、民間の受け手がいないというのは、機構があるから出てきていないわけですから、民間に任せてみる、例えば、将来的にはこの試験は企業などにどのくらい認知されるか、これを基準に採用してもらえるかという観点から、広く宣伝していくということも大事だと思いますし、さらに、受験生の層を掘り起こすということも含めて、民間のやり方に任せてやってもらうという可能性はあると思うのです。

今この機構が効率的にできているということであれば、官民競争入札で民間と競ってみるといっても、よい選択になるのではないかと思います。それに関する支障は今はないと思いますが、信頼というのは先ほど TOEIC とか英検の例を見るように、必ずしも理由にならないと思います。ほかに何かございますか。鍛冶情報処理振興課長 御質問は、多分、情報処理技術者試験制度そのものの在り方についての検討が必要だという観点です

か。

小幡委員　そこまでは言っておりませんが。

鍛冶情報処理振興課長　そういう観点があると思うんです。と申しますのは、先ほども申しましたように、規制改革の流れの中で、例えばコンピュータ・ベースド・テストングと言われているような、例えばインターネットとかを使った、より簡便な試験の受け方などの検討もすべきではないかとか。あるいは規制制度の中で、いわゆる民間のコンピュータの専門学校さんのようなところで授業を受けて、その校内での試験の結果を相当程度この情報処理技術者試験の一部分に試験そのものを入れ替えて、ある一定の部分はもう受かったというふうにみなそうじゃないかとか、いろんな活発な御意見が出てきております。そこは、まさに大事なポイントだと思っております、そういうことを考える際に、多分日本国全体で今後どういうITの人材を育てていくかという議論にどうしてもつながる部分がございますので、そこは実は私ども自身も産業構造審議会の方でしっかり民間の活力を使ってくださいとおっしゃっている方々も委員に加わっていただいて、議論をしていかなければいけないと思っております。

それは多分、少し大きな話をしてしまえば、中国とかインドとの関係で、日本のIT産業をどうすみ分けていくかということも含めての議論が必要だと思っております。

そういう中で、TOEICとおっしゃいましたが、例えば一部は確かに非常に国際的にも定評のある民間ベースの試験は出てきておりますので、そういうもので代替できるものは、そもそも国家試験そのものを狭めるという議論もあり得ると思っております。ですから、そういう議論は続けていきたいと思っております。

その一方で、官民の競争入札という形を使って、業務運営のやり方を見直していこうという公共サービス法の対象に関して申しますと、一応現在の試験制度を所与のものとして、その中でどこまで民間にお譲りできる部分があるかという観点だと考えております。そういう意味では、先ほど申しましたように、相当程度お譲りできるところはしているということです。

それから、今日はIPAの職員も来ておりますけれども、現場の実感といたしまして、試験場の確保とか試験監督員の確保というのは、お願いベースでやらせていただいているところがございます、なかなか競争入札をかけるよりもいいクォリティーのものが低いコストで調達できるという実態ではないところもございます。そういう意味では、現在の試験制度の枠組みを前提といたしますと、私どもは現在のやり方をやらせていただきたいということで、今日御説明をさせていただいております。

小幡委員　試験場の確保と監督員の確保というのは、すでにいろいろな試験で既に民間がなさっていることで、少なくともこれは支障というのは当たらないと思うのです。ほかにもう少し何かあれば、まだ別ですけれども、それは理由にはならないと思います。

落合委員長　本田委員、どうぞ。

本田委員　不勉強で申し訳ありませんが、情報処理推進機構の全体像がわからないので

すけれども、どれぐらいの予算規模で、どういう感じか。その御質問をする意図は、少なくとも今の資格試験においては、3億8,000万円の黒字を出してらっしゃいますね。そういう中で、情報処理推進機構全体としてどうなっているのかというのが1点です。

もう一つは、このテスト自体が始まったのは昭和46年で、ちょうど昭和42、43年ぐらいからコンピュータ時代という話が出て、まさにMIS構想云々で、そのころには、こういうことの意義があったような感じがします。それがずっと続いてきていることは、ある意味ではここで考えていたことを推進機構でおやりになっているのかどうかということと、果たしてこの資格試験を国がしなければいけないのかどうかということも含めて御説明をいただきたいと思います。

鍛冶情報処理振興課長 全体の規模は、職員で200人ぐらいで、予算額55億円ぐらいでやらせていただいておりますが、大きな業務として一つはセキュリティーセンター、ウイルス対策のような部分、それからエンジニアリングセンターといわれております、ソフトウェアの信頼性・生産性向上の試み、それからソフトウェアの開発にかかる、例えば債務保証といったような振興業務、こういったところがメインでございまして、それ以外にこの試験センターの業務がございまして。

確かに今年度の当期利益が三億数千万出ておりますけれども、実は税金の還付が特殊要因として2億円強ございまして、それを外しますと1億円台の収益、プラスが出たんでございまして、来年は多分、受験者が少しずつ減ってきておりまして、今のままでは今年度赤字にすらなるかもしれない状況でございまして。昨年も約3億円ぐらいのリストラ努力をいたしまして、かろうじて黒字に持っていきまして、ここがプロフィットセンターということではございません。

小幡委員からの御指摘にも共通する部分でございましてけれども、今後とも国がどこまでやるか、これはやはり非常にデファクトとして日本国で最大規模、最高水準の試験制度であるという自負は持っておりますけれども、やはり業務分野によりましてはより民間ベースで同等の内容のある高い試験も出てきておるとは思いますので、そういうものとのすみ分けは当然議論していく必要があると思っております。

これまでは非常に、ある意味では産業界の御信頼に支えられまして、試験種目も追加する一方だったんでございまして、やはり試験全体の在り方については見直しをするべき時期に来ておると思っております。

その中で、現在と同じような仕組みではない形でやれる部分については、当然見直しが必要だと思っておりますけれども、現行の試験制度の運営の仕方については、先ほど説明の仕方がまずかったかもしれませんが、試験会場の確保とその運営につきましても、既にできるだけ出せるところは出させていただきましたし、今後全国にあります支部も試験会場確保、あるいは運営のためだけに維持すると、なかなか人件費的にも厳しい状況も生まれてきておりますので、そういうところも廃止できるところは廃止しまして、繰り返しますが商工会議所さんとかを始めとして、御協力いただける民間団体のお力はこれか

らもどんどんお借りしていきたいと思っております。

そういう方向性は出してやらせていただきたいと思っております。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 黒字が出ているのはけしからんと言っているわけではないですけれども、赤字を出せばいいということでもなくて、どんどん合理化なり、いろんなことをやってもらわなければいけないと思うんですけれども、この資格を取った場合に、どういう特典があるんですか。

鍛冶情報処理振興課長 これは、特に国の、いわゆる必置資格制度のようなものではなくて、能力認定の制度でございますので、例えば情報システムをつくるときに、この試験の合格者でないとプログラムを組んではいけないというルールはないわけでございますので、そういう意味では事実上、今までどういうふうに機能してきたかといいますと、特に基本的な試験の方につきましては、この試験を受かることが一応、かつては情報産業の企業に就職するためには事実上のある種の前提になっております。

上級試験につきましては、企業さんによりましては受かることによってベースアップを図るとか、一時報奨金を出すという企業さんも多数おられます。

ただ、他方でそういう意味ではほかの特定分野の技術領域については、特定分野の、例えばマイクロソフトさんとかオラクルさんのような民間企業がおつくりになった試験を受かった方が、その分野の専門家だと認められるという実態も出てきておりますので、そういう意味では複線化してきておると思います。

これはまだ非常に不透明な議論でございますが、他方で最近の東証システムのダウンのような、非常にシステムを起因とするいろいろな社会への不具合、悪影響が非常に出てきておりますので、そういう意味では一部の学識経験者の中では、こういう試験の一部のある種の国家資格化すべきではないかという議論も出始めております。これは内閣の方で、特に情報セキュリティーに関連する部会の方で、そのような御議論が一部で始まっておると聞いておまして、そういう意味では試験というものの国の全体の政策の中での位置づけということにつきましては、やはりいろいろな観点からの議論が継続して行われる必要はあるかと思っております。そこは私ども是非しっかりやっていきたいと思っております。

落合委員長 だから、国が一生懸命やっているということは分かります。だからそういう基本的な問題をやることについては、何もそれを民間に丸投げしろと、あるいは移譲しろと言っているわけではないので、専ら情報処理技術者試験実施全体を官民競争入札の対象にできないかという話をしているのです。そうしますと別紙2に現在どのような形でIPAと民間で業務の分担がなされているかというのがありますけれども、これを見ますとIPAが現在やっている仕事というのを見ますと、例えば「産業界・教育界へのアンケート、情報技術動向等を踏まえた出題方針の検討・決定」「折衝・現地確認等」あるいは事務手続、合格者発表、合格証明書発行等々がIPA独自に自らやっている部分だというわけですが、これを自らすべてやらなければいけない必要がある業務だという部

分について、この表を見る限りでは、なぜ自らやらなければいけないのか、民間に出しても全体的なコントロールをIPAが維持しておれば、特段の支障がないように思えるんですけども、こういう役割分担を今後も依然として維持していかなければいけないというお考えのようですが、その根拠はどこにあるのでしょうか。

松村理事 実務的なところから恐縮です。まず、試験の実施そのものについて、今の時代においても国がやるべきかどうか。実はセキュリティの分野に関して、内閣官房において情報セキュリティに関する「人材育成・資格制度体系化専門委員会」というのが今、動いておりまして、私もその委員をやらせていただいているんですけども、そこでも民間の試験と国の試験の在り方について、どういう役割分担なのか。おっしゃるように、民間試験がこれだけ発達してきているんだから任せていいんじゃないかという議論がございます。

落合委員長 だから、我々は今やっている試験を廃止して民間試験に変えろと言っているわけでは全くないので、今やっている試験を自らおやりになるのか、それともそれを民間事業者に委託してやるのか、そのどちらが効率的で質が高いかどうかという話を問題にしているのです。

松村理事 失礼しました。実は、昨日秋の試験がございまして、私も早稲田大学の試験会場で主任管理者という立場で監督員を統率して、朝の5時に起きて夕方5時まで業務をやってまいりました。そこで何が起きているかというのを御説明申し上げますと、謝金は払いますけれども、相当程度コミュニティができていますのでございます。いろんな当日の事件がございまして、それを補い合って、お金ではなくやっていたいでいる方々ばかりが主任管理者なり管理者でございまして、その下の監督員というのは学生さんでございまして、会場が早稲田なので早稲田大学の学生さんにやっていたいでいるわけです。なぜかというと、試験の経験はなくても場所は知っているということで一体的な運営を、最低限のコストでやっている。

これを民間に委ねた場合、そういうコミュニティが本当に構築できるのか。つまりお金ではなくて、我が身を投げ打ってやってくれるような人たちが集まってくれるのかということなんです。

落合委員長 それは、要するに官民競争してみないとわからない話なので、そこは民間でやったらそういう部分が非常に減少するかどうか、まさにどちらが効率的な、しかも質の高い試験を運用できるかどうかという話なので、むしろそれだけ自信がとおりになるのであれば、まさに官民競争入札の対象にされたらよろしいと思います。

松村理事 ポイントを申し上げるのが遅れましたけれども、要するにそれだけコストをかければ民間でもできるかもしれませんが、3割安いコストでこれだけのクォリティーを実現しているという実態は、今の様な背景があるということでございます。

落合委員長 予定した時間も超過しましたので、大体お考えはわかりましたので、これでヒアリングを終了したいと思います。

ありがとうございました。

鍛冶情報処理振興課長 1点だけ、委員長おっしゃった別紙2は現状の絵でございますので、例えば企画調査業務の中で、勿論民間のシンクタンクのお力を借りた方が、より新しい洞察をいただけるような部分については、当然出せると思いますし、そういう不断の見直しはする用意がございますので、御理解をいただければと思います。

(経済産業省関係者退室)

(文部科学省初等中等教育局関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、文部科学省から教員研修センターにおける施設管理・運營業務についてお伺いをしたいと思います。文部科学省初等中等教育局の大木教職員課長、よろしく願いいたします。時間が5分と限られており、業務の流れ等については委員は既に承知しておりますので、官民競争入札に資するかどうかの点に限定して、ご説明をよろしく願いいたします。

大木教職員課長 御紹介賜りました、文部科学省の教職員課長でございます。お手元に資料を用意してございますが、それに基づきましてお話をさせていただきたいと思います。

1ページ目、2ページ目は、教員研修センターの概要になってございます。高等学校以下の教員研修を担当する機関でございます。言わば各都道府県の教員のリーダーとおぼしき人たち、中堅以上の者を集めまして指導者としての研修を行い、その成果を都道府県に持ち帰っていただいて、各学校現場に浸透させる役割を果たしておるものでございます。

3ページ以降につきましてお話をさせていただきたいと思います。

教員研修センターにおける施設管理・運營業務につきまして、民間委託という観点からという御指示がございましたので、そういう点につきましてお話をさせていただきたいと思います。

教員研修センターは、先ほど申し上げましたように、言わば教員研修のナショナルセンターといたしまして、そこを発信元にして各都道府県にその研修内容を徹底していくものでございます。そうした観点からは警察大学校や自治大学校も同じ公務員を対象とする機関でございます。そちらの方はまだ国の機関ですが、ここだけが独立行政法人になってございます。

教員研修センターの研修は、これらの機関と同様に、同じようなキャリアを有する集団を長期にわたって宿泊させまして、その中で研修を運営していくという特質を持っており、当然のことながら、つくば市に研修施設、あるいは宿泊施設を持ってございます。そうした中で、業務の効率化の観点から、これまでも民間事業者へ施設の管理運營業務を委託してまいっております。具体的にはその下にございますように、施設の管理・運營業務については、警備業務や、清掃、設備の保守管理等は民間の事業者へ委託しておるところでございます。

その下に組織体制を掲げてございますけれども、総務、会計を担当する部署が、施設の管理・運營業務の委託契約等を担当いたしてございます。研修事業を担当する方につき

ましても、基幹研修事業課というところで宿泊施設関係の管理・運營業務を担当しております。

業務量の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、つくば市に敷地、建物等を持ってございまして、規模は資料に数字で掲げてあるとおりでございます。

研修実績といたしましては、参加者数 4,000 名程度で長期にわたる宿泊を前提としてございますので、延べ人数にいたしますと 5 万人日ということでございます。

外部委託費は、センターの年間の経費の総額が大体 16 億円ございますが、その中の外部委託費といたしまして、先ほど申し上げましたような業務につきまして、5,400 万円ほどを委託しておるところでございます。

その下に「イ．業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要」のところでございます。教員研修センター施設の管理・運營業務については、できるだけ民間委託の方向でもって既にやっておるところでございます。引き続き一般競争入札等による民間委託を続けていくことも重要だと考えておりまして、そういう観点から今後とも進めていきたいと思っております。

5 ページ目に外部資源の活用状況といたしまして、それぞれの委託業務につきましてどういう内容、どういう規模で行っておるのかということを一覧表にしてございますので、御参考までに御覧いただければと思います。

早口でございましたけれども、以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、委員の方から御質問、御意見を願います。

小林委員、どうぞ。

小林委員 施設の管理・運營業務については、民間事業者に委託しているということでもございましたけれども、このセンターのミッションに関わる部分、中核業務に当たる部分について、そこにどういうふうに、何人教官がいてという部分を教えていただきたいと思えます。

大木教職員課長 教員研修センターの概要につきましては、1 ページをごらんいただいた方が早かろうと思います。そこにはございますように、先ほども若干申し上げましたが、全国的な指導者養成を大きなミッションにしております。具体的には、指導者養成をするための研修ということで、校長、教頭等に関する学校管理研修、中央研修と称しておりますけれども、これを年間数回行っておるということでございます。

小林委員 そういうことではなくて、3 ページ目のところに組織体系がございましてけれども、この中でやっておられるということなんでしょうか。

前田総務部長 事業部を中心に、全部丸抱えで研修を展開しております。この事業部の中には、地方から出向している教員系の職員が 8 名ぐらいおりまして、プロパー職員も当然いて、その中で研修の企画立案からプログラムづくり、研修の進行・運営・管理、研修が終わった後の評価、それから次の展開ということも、この事業部の中で実施してい

るということでございます。

小林委員 その部分についての業務量というのは、4ページ目に書いてあるところで理解すればよろしいのでしょうか。

前田総務部長 4ページ目の上のところで、この施設を利用した研修実績とございますが、実際にはこの施設以外のところでも研修を展開しておりまして、これらを含め全体で1万4,000人ほどの研修生の面倒を見ているということでございます。

小林委員 お伺いしたいのは、外部資源の活用状況というのは5ページのところでわかるんですが、研修に関わるメインのところ、その資源量がわからないということと、そこを外部委託できないでしょうかということなんです。

大木教職員課長 この資料は、もし私どもの受け取り方に少し間違いがありましたらお許しいただきたいと思いますが、研修業務本体という御指示ではなく、施設管理関係の業務だという御指示がございましたので、その関係でまとめてございます。

研修業務について、若干資料は少のうございますけれども、申し上げさせていただきますと、まさに研修業務だけを行うセンターでございますので、その意味で事業部というのが研修業務はほぼ丸抱えだというお考えでいただければ、間違いはなかろうかと思えます。

その研修業務でございますけれども、申し訳ありませんがもう一度1ページに戻らせていただきまして、中身が指導者養成のための研修でございます、のところが御覧いただきますと、校長・教頭等に対する管理研修でございます。これがメインの中でも、更にメインの部分でございます、これを200人規模でもって年10回行っておるということでございます。日数にいたしますと、研修生のグレードによってちょっと違いますけれども十五日から二十数日の研修期間となっているところでございます。

ここの企画立案と、実際の中身の部分でございますけれども、そこに括弧で書いてございますようにマネジメント関係、これは学校現場にかなり密接に関連したマネジメントでございます。一般性があるかないかと言いますれば、学校現場にかなり特化した中身でございます、組織マネジメント、労務管理等も含む部分のところから、カリキュラムのマネジメント、法規解釈の関係、最後にありますように、最近よく言われる学校の危機管理の関係ということで、外部講師を呼びながらも、教育の現場をよくわかっている職員が実際に受講生の班に、指導・助言に当たるような形でもってケアをいたしておりますし、日常の宿泊生活などにおきまして、班単位にそうしたケアを行っているということでございます、そういう意味では外部委託ということになじみにくいのかなと思っております。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 今の関連ですけれども、外部委託に出している決算額が出ていますけれども、研修センター全体の予算、決算はどれぐらいのウェートなんですか。外部委託の部分だけは書いてありますけれども、今、小林さんがお聞きになったものも、そういうトータルな経営状況はどうなっているかということだと思えます。



前田総務部長 申し上げます。全体の施設費を含めまして約十九億で、施設費を除きますと約十七億強でございます。そのうち人件費が約五億円弱ということでございまして、その他残りで一般管理費、それから業務経費という構成になってございます。物件費的なものとしては、トータルで約十二億円くらいということになっております。

落合委員長 ほかにございますか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 施設の管理費ということだと思いますけれども、3ページの組織体系では、この施設の管理は、総務課の中の何名くらいがされているんですか。

前田総務部長 実際に業務量として片手間というか、並行的に総務的なことをやっておりますので、総務では0.5名くらいで、会計で2名くらいです。実際には会計がメインで、施設の管理だとか契約、それから業者との連絡調整をやっているところでございます。

あと宿泊のところの関係は、0.5名程度で施設の管理関係、宿泊関係のいろいろな業者との相談事や連絡調整、指揮監督関係をやっている。これで全体の施設の管理のケアをやっているということでございます。

榎谷委員 何を聞きたかったかと言いますと、役職員数が53名で、あと非常勤の方もいらっしゃるということですが、その中で総務部長、総務課、会計課、事業推進指導室を入れると19名ですね。そのほか、非常勤の方を入れると24名いらっしゃるの、全体の50名の中の19名というのは、かなり比率が高いのではないかと思います。この施設運営に相当人員なりコストがかかっているのではないかと、ということでございますが、人数が多いというのはどういう理由ですか。御説明いただけますでしょうか。

前田総務部長 事業推進指導室というのが、全体の年度計画とかいろいろ企画のようなことをやっておりますので、これは研修部分に非常に関わっているものでございます。

それから、会計のところはやはり契約関係が細々した研修業務が相当多うございまして、講師の手当、旅費の計算、謝金の支払い、決算もやらなければいけないし、ミニマムな業務としては結構ございます。

施設の管理も、宿泊施設から研修棟からたくさんございますし、実際には研修設備ということで研修業務に関わる情報の発信部分のシステムというのが相当あって、その辺の契約。それから、情報の提供業務もここでやっている。

総務課のところも、指導・助言・援助の部分の情報をここでやっているということがございまして、結構業務がございます。

あとは、職員全体の人事給与関係もここでやっているの、そういう意味で言えば相当な業務にはなっているということを御理解いただきたいと思います。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 5ページの外部資源の活用状況には書かれていないのですが、泊まりの研修がおありでしたら、食事をお作りになっているのしょうけれど、それは外部には委託なさっていないのかということが一つです。

研修を受ける先生からは、研修費か何かをお取りになるんですか。それともこれは命令

で研修を受けさせるから国費でやることになっているんですか。どちらなんですか。

前田総務部長 まず1点目の食事の関係のことですが、ここには書いてなかったんですけども、無償の業務委託契約をやっておりまして、うちから業者を募りまして、うちの施設を提供して食堂業務を委託しているということですが、私どもその監督もして、そういう意味で言えば委託をしている。ただ、経費的に委託経費は出してないという状況です。

2点目の収入ですが、実際に取っているのは、お泊まりになっていただく先生方に対する宿泊料ということで、施設使用料をいただいているということですが、こちらに来ていただく旅費その他については、先方の教育委員会等で負担いただいているという状況でございます。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 今、給食の話も出ましたけれども、外部資源の活用状況というのは、いわゆる5,500万円近いもので全部なんですか。

前田総務部長 施設管理に関して経費としてお出ししているのは以上でございます。

森委員 そうすると、施設管理以外で委託へ出しているものというのは、どんなものがありますか。

前田総務部長 そういったものと言えば、資料の印刷とか、そういった研修関係のもるもるの調達とか、一部インターネットで情報発信する場合の機器の保守とか、そういったものはございます。施設の管理運営の絡みとして整理してございます。

森委員 そうすると、それは金額的にどれぐらいのボリュームになりますか。

前田総務部長 先ほど物件費で数億円と申し上げましたけれども、その一部になってくると思います。その中で委託的なものと、実際に物を買ったり消耗品を買ったりするものがいろいろ混じっておりますので、一概に数字的には出ません。

落合委員長 それでは、予定の時間も来ましたので、教員研修センターに関する文部科学省からのヒアリングを終了したいと思います。

ありがとうございました。

(文部科学省初等中等教育局関係者退室)

(文部科学省高等教育局入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、文部科学省から国立大学財務・経営センターにおける、キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務につきましてお伺いをしたいと思います。文部科学省高等教育局の藤原国立大学法人支援課長、よろしく願いいたします。時間が5分ということですので、資料4の6ページ辺りを中心にご説明をお願いいたします。

藤原国立大学法人支援課長 それでは、私の方から資料4に基づきまして、独立行政法人国立大学財務・経営センターについて御説明申し上げます。

まず、法人の概要ですが、資料4の1ページでございます。もともと国立学校

特別会計の時代に、国立大学の資産活用の充実を図る観点で、国立の機関として平成4年に置かれた機関でございますが、国立大学の法人化に際しまして、従来国立学校の特別会計が有していた機能を実質的に引き継ぐという観点で、同センターが独法化したということでございます。

業務の中身は、1ページの下の方ですが、国立大学法人の施設の整備等に必要な資金の貸し付けなどという塊と、もう一つは財務経営に関する調査研究などということでございます。こちらの方で、キャンパス・イノベーションセンターについても管理・運営等を担当しているということでございます。

2ページをお開きください。お尋ねになっております、キャンパス・イノベーションセンターでございます。これは略してCICと呼んでおりますが「知の集積拠点」ということございまして、サテライト・キャンパス、あるいはリエゾンオフィスとしての国立大学のそれらの機能を持たせるということと、学術の情報交流の場ということで会議・講演会等を開催するための施設ということでCICは置かれているということでありまして、

具体的には、東京の田町と大阪の中之島の2か所に設置しておりまして、建物は東京地区の方は東工大との区分所有、大阪の方は阪大との区分所有ということになっておりまして、土地はそれぞれ東工大、阪大から無償で貸与を受けているということでございます。

CICの東京については、専有利用室が38室、一時利用室が5室。CICの大阪については、専有利用室が19室、一時利用室が4室という中身になっております。

3ページ、CICの管理運営の關係の業務について、同センターにおきまして、経営支援課の中の係員1名を配置してございます。それでCICに関する入居の許可、あるいは予約等の管理業務、利用料の請求、利用促進などの業務を担当してございますが、この係員はそのほかにも経営支援關係の業務を担当しておりまして、この1名がCIC關係の業務を専属でやっているわけでは決してないということございまして、実質は0.34人分ぐらいの職員で担当しているというような位置づけでございます。

具体的に警備とか清掃、受付など、管理・運営全般の業務については、既に外部委託を実施しているという状況でございます。

4ページ、これは業務量に関する指標であります。まず(1)で専有利用室の利用状況でございますが、東京地区が100%、大阪地区が84.2%ということで、全体としては57室分の54が既に利用されておりまして、約95%の利用率ということになっております。

5ページの一番下の(5)のCICの収支の状況でございます。17年度の損益計算書ベースで、収入が東京・大阪合わせて約二億二千万円。支出が約一億九千万円ということで、差し引き約三千万円弱のプラスが生じているということでありまして、

なお、このCICにつきましては、国からの運営費交付金の措置を受けないで収入の範囲で事業を実施するという位置づけになっている状況でございます。

6ページ「イ.業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要」ということでございます。このCIC、キャンパ

ス・イノベーションは、既に御説明申し上げましたとおり「知の集積拠点」となるべく整備されているものでございまして、継続的・安定的な実施の観点から、その運営方針の決定などにつきましては、公的機関である国立大学財務・経営センターが現在行っているところでございます。

他方、管理運營業務の中で、清掃、警備、受付、保守といったような業務につきましては、既に積極的に民間事業者を活用して、民間委託することで業務を効率的に進めているということございまして、必要な部分についてはある意味で既に民間に開放されているのではないかと受け止めております。

したがいまして、私どもとしては現時点においては、C I Cにつきまして官民競争入札等の対象とする必要性は感じられないと考えております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、委員の方から御質問、御意見等をお願いします。

逢見委員、どうぞ。

逢見委員 要するに、C I Cというのは、貸し会議室というか、それぞれの大学が自由に使える場を提供しているということなんでしょうか。

藤原国立大学法人支援課長 現時点における主な中身としては、今、御指摘のあったような形で実施されているという状況でございます。

逢見委員 そうしますと、管理運営は民間がやっているけれども、所見の2のところ、C I Cは「目的に沿った適切な利用が行われるよう留意し、継続的・安定的に実施する必要があるため、その運営方針の決定等は、公的機関である国立大学財務・経営センターにおいて行っているところである」と説明されています。これだけでは、なぜ官民競争入札等の対象となり得ないのか、説明になってないような感じがいたしますけれども、いかがでしょうか。

藤原国立大学法人支援課長 実はこのセンターそのものにつきまして、現在独法の見直しということで政策金融管理機関の一環として見直しの対象に今回なっております。総務省の評価委員会のヒアリング等の場におきまして、確かにこのC I Cの位置づけについて、現在のような活用の仕方であれば、センターでやる意味があるのかどうかという御指摘を受けておりまして、そういうことを踏まえまして、現時点における活用の仕方十分なのかどうか。あるいはもう少し財務・経営センターにおいて実質的に産学連携に資するような業務を今後展開していく必要があるのではないかということ、具体的に現在考えているところございまして、今のようやり方で十分だというふうには、必ずしも認識していないという状況でございます。

落合委員長 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 そういうことであれば、今おやりになっている仕事は、いわゆる不動産を貸して管理している。霞が関ビルの上や、新宿ビルの上にある貸し事務所、スタッフ

も付いたすばらしい会議室の提供がありますから、それと変わらないと。

ですから、もし付加価値を付けてほかの産学共同云々ということをお考えになるなら、それはそれでおやりになったとしても、このこと自体はむしろ民間開放どころか民営化ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

藤原国立大学法人支援課長 その辺のところは、実は私どももよくわからないところでございまして、今回お尋ねいただいております「市場化テスト」の対象として、今の時点でそのプロセスに乗せるのが本当にいいのか。あるいは現在、総務省の独法評価委員会から、この業務の在り方について見直しの指摘を受けておりまして、そもそもCICのような業務は財務・経営センターが実施すべきものなのかどうか。あるいは他の適切な機関がやった方がいいのか。そういう観点での御指摘を受けている最中でありまして、その辺の見直しの中身については本年中に総務省の評価委員会から勧告をいただく予定になっておりますので、その勧告の方向性を踏まえた上で「市場化テスト」に乗せるのがふさわしいのかどうかを御検討いただく方がいいのか。私どももその辺がよくわからないものですので、今の段階のスタンスを冒頭に私が御説明申し上げたということでございます。

落合委員長 ほかにございますか。森委員、どうぞ。

森委員 4ページのところに、業務量に関する指標の実績というのがございますけれども、これは16年の4月に設立されてからということで、「知の集積拠点」ということでありますと、例えば地方の大学、国公立を含めて、いろんな大学が是非ともここに入ろうと思っても、なかなか入れ替えができない。平米当たりの単価とか、いろんなことがあるんでしょうけれども、そういうことからいくと、ある面ではいかにしてたくさん利用してもらおうかという仕組みがないと、恐らくこのままでいきますと、皆さんある一定のあれをしてる。ただ、大阪が3室空いているだけということになってしまうと、せっかくならそこへ入れたいというところはもういっぱいでございますということで、できなくなってくるのではないのでしょうか。そうすると、また次のものをつくらなければいけないというふうに考えられる。

そうではなくて、実際の情報発信を含めた、いろんな評価をして新陳代謝を図るということでない、と、せっかくの東京・大阪のような情報集積が高いところに設けておられる意味がないと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

藤原国立大学法人支援課長 今、森委員から御指摘いただいた点につきましては、まさに総務省の評価委員会の方からも、そのような御指摘を受けているところでございます。

したがって、これまでは16年のCIC発足以降、できるだけ空きスペースを埋めるということでセンターは一生懸命努力して、5ページの稼働状況にありますとおり、年々稼働率が増えてきて、特に東京は100%になったわけでございますので、これまでは稼働率を上げるという努力をしてきた。

今後の課題として、今、森委員御指摘のような課題が出てきますので、それについてはきちんと各利用大学の活動実績などを評価しながら、余りアクティビティーがないような

ところについては、契約が来たら打ち切って具体的にもっとより希望する新しいところに回していくとか、そういうことを今後センターとしてやっていかなければいけないのではないかということは、これから検討していきたいと思っております。

森委員 そのときに、いわゆる公というんですか、独法であるセンターがやらなければいけない業務というような結論になるとお考えですか。

藤原国立大学法人支援課長 その点につきましては、私どもとしては独立行政法人であるこのセンターでやるべきだと考えておるんですが、その点について総務省の評価委員会の方からは、ここでやらなくてもいいんじゃないかという御指摘を今、受けておりまして、まさにやりとりをしている最中であるという状況でございます。

落合委員長 まだいろいろ御質問があるかもしれませんが、予定の時間がまいりましたので、財務・経営センターに関する文部科学省からのヒアリングを終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

(文部科学省高等教育局退室)

(文部科学省科学技術・学術政策局関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、文部科学省から日本科学未来館の企画・管理・運営等の業務につきまして、お伺いをしたいと思います。文部科学省科学技術・学術政策局の田中基盤政策課長、よろしくお願ひいたします。5分厳守でお願いしたいので、官民競争入札等の対象とすることに関するポイントに限定してお願いいたします。

田中基盤政策課長 承知いたしました。それでは、お配りしております、横長の資料をごらんいただきたいと思ひます。早速でございますが、表紙を開けていただきまして、2ページ目から説明させていただきます。

日本科学未来館について御説明いたします。日本科学未来館は、一番上に背景としてございますように、第3期科学技術基本計画の中で、科学館・博物館の充実、研究者等と国民との対話、科学コミュニケーター等の人材の養成の確保、科学技術との文化や芸術との融合といった目標を達成するために置かれてございます。

目的といたしましては、下の絵の真ん中にございますように「最先端の科学技術に関する総合的な情報の受発信の拠点」ということで、具体的には、左側にございますように「最先端の科学技術に関する情報の受発信」、例えば第一線の研究者が構想・監修して、わかりやすく伝える展示手法を開発いたします。右側にございますように「理解増進手法に関する情報の受発信」ということでは、全国各地の科学館、学校等への普及といったことをやってございます。これらの業務全体として、科学技術に関する国民意識の醸成を図っていくということでございます。

3ページ目、日本科学未来館の全体の組織でございます。左下の枠の部分は、現在既に外部機関へ委託している部分でございます。それ以外の部分がJST、科学技術振興機構自身が自前で持っている部分でございます。既に総務、広報、運營業務、利用促進のか

なりの部分が委託されているということについては、おわかりいただけるかと思えます。現在、JSTが自らやっておりますのは、企画総括、展示開発、そういった部分だけでございます。

4 ページ目、業務量に関する指標の実績でございます。科学館と申しますと、なかなか定量的な指標を出しにくい部分がございますけれども、一つとしましては来館者数の推移がございます。この未来館は、平成 13 年度にオープンいたしまして、一貫して入館者は増加しております。平成 17 年度におきましては、初めて 70 万人を突破してございます。その他、友の会の会員も増えておりますし、また小・中・高等学校におけます理数教育の強化ということも一つの役割でございまして、連携する学校の数、参加する生徒の数も増えております。

また、4 ページ目の左下にございますように、文部科学省の独立行政法人評価委員会におきましても、S A B F の 4 段階評価の中の最高の評価「S」をこの事業についてはいただいているところでございます。

5 ページ目、指標の続きでございますが、決算額でございます。平成 17 年度は、支出額が 30 億 8,500 万円でございます。一方、自己収入については 3 億 400 万円でございます。

この中にございます一つの指標では、例えばボランティア、これは無報酬で科学未来館のいろんな活動に参加していただいている方ですが、既に 808 名の方が登録していただいております。延べ活動時間は年間で 7 万時間を超えているような状況でございます。

6 ページ目、現行の業務を規制しております法律はございません。

7 ページ目「『規制改革・民間開放 3 か年計画』に基づく検討状況」でございます。この計画の中では、この未来館の事業における民間委託の拡大と競争入札の導入というものが求められてございまして、それに沿った措置を講じているところでございます。

具体的には、19 年度につきましては、民間委託の業務の範囲を 18 年度よりも広げ、館長等のトップマネジメント業務を除き、展示企画の運営を含めほぼすべての運営業務を競争入札により委託する方針でございまして、スケジュールにございますように、既に 5 月の段階で決定いたしまして、8 月の段階で一般競争入札の総合評価方式による公告を行っております。19 年度、新年度の最初から新体制でやりたいと思っております。

「市場化テスト」その他の民間委託の実施につきましては、そういうことでございますので、既に 19 年度から新しく民間委託の拡大及び競争入札の導入という方向で進めているところでございます。

8 ページ目、今の業務委託の状況につきまして、もう一度詳しく御説明いたしますと、この図の上の方が現在平成 18 年度の状況でございまして、左側の枠が、現在の JST の直轄業務、右側が現在の民間委託業務でございます。現状を簡単に申し上げますと、人間の数は約百名が民間委託部分、約四十名が JST の直轄業務部分でございます。金額的に言いますと、23 億円が民間委託の部分、7 億円が直轄部分になってございます。

平成 19 年度からは、この民間委託部分を大幅に拡充いたします。現在の JST の直轄業

務の中で、太い点線で囲まれておりますが、人数で言いますと130人の部分を民間委託にいたします。金額的には、27億円まで拡大いたします。残りのところは、3億円までございますけれども、このうち2億円につきましては、未来館は東京都から土地を借りてございますので、東京都に対する土地借料の支払いでございます。そういう意味で、現実的にJSTが自分で使いますのは1億円部分だけございまして、実際やりますのは館長を含むトップマネジメントの部分と全体の管理業務だけということになってございます。

9ページ目、それ以外にも業務をより効率的に進めるためにということで、本年9月末で副館長が任期満了を迎えましたので、その後任を一般公募を行いまして民間出身の方、具体的には民間の大手会社の社長の経験者の方を選任いたしまして、既に10月1日から着任してございます。今後、さらなる経営の効率化の努力を図っていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、委員の方から御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

小幡委員、どうぞ。

小幡委員 この法人は未来館の運營業務に特化しているのですね。既に規制改革会議の方から、更に民間委託せよという話で、今後も引き続き民間委託の拡大という話になってございますけれども、そうやってきますと、先ほどの表によるとほとんどが民間委託になってまいります。そもそも独法でやっていく意味があるのかということになるかと思っております。独法の形式でなくて、未来館については、まさに官と民と競争入札させてみてよろしいのではないかと思いますけれども、全部、独法ではなく、民間に包括委託という可能性は、何か支障がございますか。

田中基盤政策課長 この未来館の業務につきましては、昨年の規制改革・民間開放推進会議の中でも議論があったことを報告書に記載してございますけれども、まずこの未来館の業務自身は、非常に大事だということがうたわれてございます。かつ、この大事な業務がうまく行われるためには、館長のイニシアティブが非常に大事だということもうたわれてございます。その館長のイニシアティブをきちっと果たせる上で、業務の民間委託の拡大を図っていくべきだということでございます。

そういう意味では、実際に館長は毛利衛さんにやっていただいておりますが、この毛利衛さんのイニシアティブ、具体的には未来館をどう運営していくのかという部分がきちんと残っていないとまずいというのは、昨年の規制改革・民間開放推進会議の御議論の中でも御理解をいただいた点でございまして、そういう意味でこの部分については、やはり独法の中に残してやっていただくことが必要であろうと思っておりますし、現実的に総合科学技術会議の第3期科学技術基本計画の御議論の中で、未来館という名前を基本計画の中でメンションしていただいて、国として重要な業務と位置づけられているということでございます。



そういう意味では、運営そのものは民間委託の拡大ということで、これ以上もうできないところまで既にやっておりますので、これ以上の民間委託の拡大はあり得ないと思っておりますが、それ以外のトップマネジメントの部分については最低限残さざるを得ないだろうと思っております。

落合委員長 今の小幡委員の質問に関連して、そういう存在意義そのものについても、この監理委員会としては独立して判断する権限がありますので、そこは規制改革・民間開放推進会議の方とは、必ずしも同じである必要は全くないのですが、そうすると独法でやっていく形態、大部分が民間委託という中身ですね。それと完全に指揮命令の頭の部分も含めて、全体的、包括的に民間にも委託してしまうというやり方と、どっちが効率的で、あるいは質のいいサービスというものを提供できるだろうかという視点から見た場合に、なお独法という形態を取って行うのが、効率性・質の両面において大部分を民間委託するにしても独法という形態が存立している方がいいという根拠は、どの辺にあるのでしょうか。

田中基盤政策課長 今、申し上げましたように、館長の毛利衛さんのイニシアティブによって、この未来館自身が世の中に対してアピールしている、存在感を持っているということが、非常に大事なことでございまして、確かに規制改革・民間開放推進会議とお立場が違うというのはわかりますけれども、昨年相当議論をさせていただいて、そこはかなり御理解いただいたところでございます。

落合委員長 何も毛利さんが独法から任命される必要は必ずしもないので、それほど毛利さんが重要であれば、民間の方で任命することも可能なものであり、毛利さんの存在が独法でやっていくか、やらないかを分けるほどの決定的な要因とは思えないんです。

古賀事務局長 毛利さんの前に、まず何で科学技術振興機構が未来館を運営しているかということですが、未来館は現在の日本とか世界の研究の最前線をわかりやすく説明するという目的で運営されております。科学技術振興機構というのは、まさに先端の科学技術のところを請負ってございまして、科学技術振興機構が中枢をきちっと担うことによって、未来館の質を常に把握できるということになっております。

毛利館長は研究者でもありますし、わかりやすく説明する意欲もございまして、そういうものを機構が、この方は非常にすばらしい方だと認めてやっておりますので、機構と一体となってやっていただいておりますという状況でございます。

落合委員長 もう一つわからないのは、つまり独法が最先端の科学技術を自ら非常に把握しているといわれる点です。そうだとすると、機構の存在意義があるようにも思えますけれども、しかし最先端の科学技術というものを官が詳細にわたって把握している事態というのがどうもあまりよく分からない。最先端の部分というのはかなり民間も担っているわけなので、その辺のところなぜ独法であると最先端の技術上のいろんな知識、あるいは啓蒙活動ができるんだというのが、もう一つ今のご説明ではわからないという感じがいたします。

田中基盤政策課長 その点について申し上げますと、科学技術振興機構自身がファンディングエージェンシーといいまして、先端的な大学や公的研究機関に対して研究費を支出して、その成果をアウトプットとして吸収しているという非常に大きな役割がございまして、そういう意味では一番最先端の研究成果を把握できる立場にあり、かつそれを世の中に対して発信する義務があるということでございます。

また民間企業の方について言えば、企業自身のPRのためにやってらっしゃることが多々ございますので、我々が目指しておりますアウトリーチとか情報発信というのは、基本的には国が投資している研究開発が中心になっていくということでございます。

落合委員長 ほかにございますか。小幡委員、どうぞ。

小幡委員 ですから、民営化ではないのです。国が発信していく仕事を全部やめてもらうという話をしているわけではなくて、ただどこがそれをやるかということで、独法という形式が絶対に必要かという問題です。もう既にほとんどの事柄が民間委託になっているわけです。ほんの少ししか残っていないという状態で、いかに館長が言うことが大事といっても、結局はほとんど民間委託していますから、その民間の方々に浸透していくか、その危惧をおっしゃるのであれば、いずれにしてもほとんどを民間委託している今の状態と、同じことだと思ふのです。民間委託先がきちんとやってくれるかという不安は、それ自身についてはないとすると、そもそも独法である必要があるのかというのが先ほどからの疑問です。これは繰り返しになりますから結構です。

落合委員長 それでは、ほかの点について、榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 8ページの「業務委託の現状、計画」で、ほとんど民間委託するということは評価されていいと思うのですが、委託の仕方として、いろいろ人材育成だとか書いてありますけれども、これはばらばらに委託されるのか、包括的に委託されるのか、その辺はどのように考えたらよろしいのでしょうか。

田中基盤政策課長 その右側に3億円と書いてございますけれども、清掃、植栽、防災センターの部分については切り分けます。それ以外の部分については、すべて一括して委託したいと思っております。

榎谷委員 それは競争でやるんですか。それとも指名でやるんですか。

田中基盤政策課長 競争でございます。

榎谷委員 競争というのは、企画競争ですか。

田中基盤政策課長 総合評価方式による競争入札でございます。

落合委員長 まだいろいろ御質問あるかもしれませんが、予定の時間ですので、文部科学省からのヒアリングを終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

(文部科学省科学技術・学術政策局関係者退室)

(報道関係者入室)

(大田経済財政政策担当大臣入室)

落合委員長 それでは、大田大臣からごあいさつをいただければと思います。

よろしく願いいたします。

大田経済財政政策担当大臣 公共サービス改革を担当いたします大田でございます。官民競争入札等監理委員会におかれましては、7月の発足直後から大変精力的に御審議いただいていると伺っておりまして、この場を借りまして委員の皆様方の御尽力に心から御礼申し上げます。

私は、昨年夏まで内閣府の事務局にありまして、経済財政諮問会議の運営をやっておりました。何とかこの「市場化テスト」というのを日本にも導入したいとずっと考えておりました。これは、官の仕事を変える極めて有効な枠組みですし、民間のビジネスをつくり出すためにも、大変重要な枠組みです。いろいろありましたけれども、皆様方の御尽力でようやくこれが法律になり、こうやって実際の動きになってきたことを、本当にうれしく思っております。

公共サービス改革を進めるときのかなめは、やはり第三者機関である監理委員会のお仕事だと思います。私もかつては規制改革の作業をしておりまして、霞が関の一番後ろ向きのところと闘ってまいりましたので、皆様方のお仕事が多めに労を多くして報われることが少ないかというのは、わかっているつもりです。御苦勞をおかけいたしますけれども、是非引き続き御尽力いただきしたいと思います。

安倍総理の所信表明演説でも、この公共サービス改革に取り組んでいくという表明がなされまして、安倍内閣の下でも重要な柱になっております。私も微力ながらできる限りのことをしたいと思いますので、どうぞ今後とも御尽力よろしく願いいたします。

落合委員長 大臣、どうもありがとうございました。本委員会としても、微力ながら公共サービスの改革に向けて全力を尽くして、この委員会に課せられた任務を果たしていきたいと思っておりますので、どうか大田大臣におかれましては全面的なバックアップのほど、よろしく願いいたします。

それでは、大田大臣はほかの御予定のため御退席されます。本日は、お忙しいところを本当にありがとうございました。

(大田経済財政政策担当大臣退室)

(報道関係者退室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、地方公共サービス部会の設置につきまして御報告いたします。

第9回監理委員会におきまして、地方公共団体に関連する業務の検討に関する部会を設置することについて、本委員会の御了承をいただき、これまで設置に向けての事務手続を進めてきたわけですけれども、このたび資料6のとおり、地方公共サービス部会を設置することといたしまして、部会の構成員は別紙の6名の方をお願いすることになりました。

当面は地方公共団体に関する業務の検討についても、公共サービス改革小委員会で行うことといたしまして、第1回の開催日は11月下旬を考えておりますので、よろしく願い

いたします。

事務局から何か連絡事項がございますか。

堀内企画官 特にございません。

落合委員長 それでは、本日の監理委員会はこれで終了といたします。次回は、10月31日の9時30分からということですので、どうかよろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。